

第1章 総論

I はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

II 教育を取り巻く社会の動向

III 第1期計画の検証と今後の北本の教育課題や要点

- 1 第1期計画の達成状況と検証
- 2 今後の北本の教育課題や要点

IV 北本の教育の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標

I はじめに

1 計画策定の趣旨

教育の根本的な理念や原則を定める教育基本法が平成18年（2006年）12月に改正されました。改正前の教育基本法に引き続き、個人の尊厳を重んずることを宣言するとともに、新しい文化の創造を目指す教育を推進するため、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」について規定され、今後重視すべき教育の目標と理念について明確に示されました。同時に、これらの目標と理念の実現に向け、国は教育振興基本計画を策定するとともに、地方公共団体においても、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないことが規定されました。

このため、改正教育基本法に基づく国や埼玉県教育振興基本計画の策定を受け、北本市においても、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、平成25年（2013年）3月に北本市教育振興基本計画（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画では、おおむね10年先を見通し、北本市の教育が目指す基本理念として、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を掲げ、第1期計画の計画期間である平成25年度から平成29年度までの5年間について、この基本理念を踏まえ、教育環境の充実や様々な教育課題に取り組むための5つの基本目標を定めるとともに、その目標を達成するための施策と具体的取組について体系化し、「学校施設の耐震・大規模改修の推進」、「放課後子ども教室事業の推進」、「市民大学きたもと学苑の充実」など、北本市の教育の振興のための様々な取組を推進してきました。

こうした中、第1期計画が平成29年度末に終了することから、平成30年度を計画初年度とする第2期の北本市教育振興基本計画について定めるものです。

第2期計画では、第1期計画の達成状況を振り返り、その成果や課題を明らかにするとともに、国及び埼玉県の第2期教育振興基本計画を参酌し、少子高齢化・人口減少の進展、あるいはグローバル化やICTの普及・発達など、今後予想される教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、中長期的な視点に立って、今後5年間に取り組む北本市の教育の基本目標と施策の体系について示すものです。

2 計画の性格

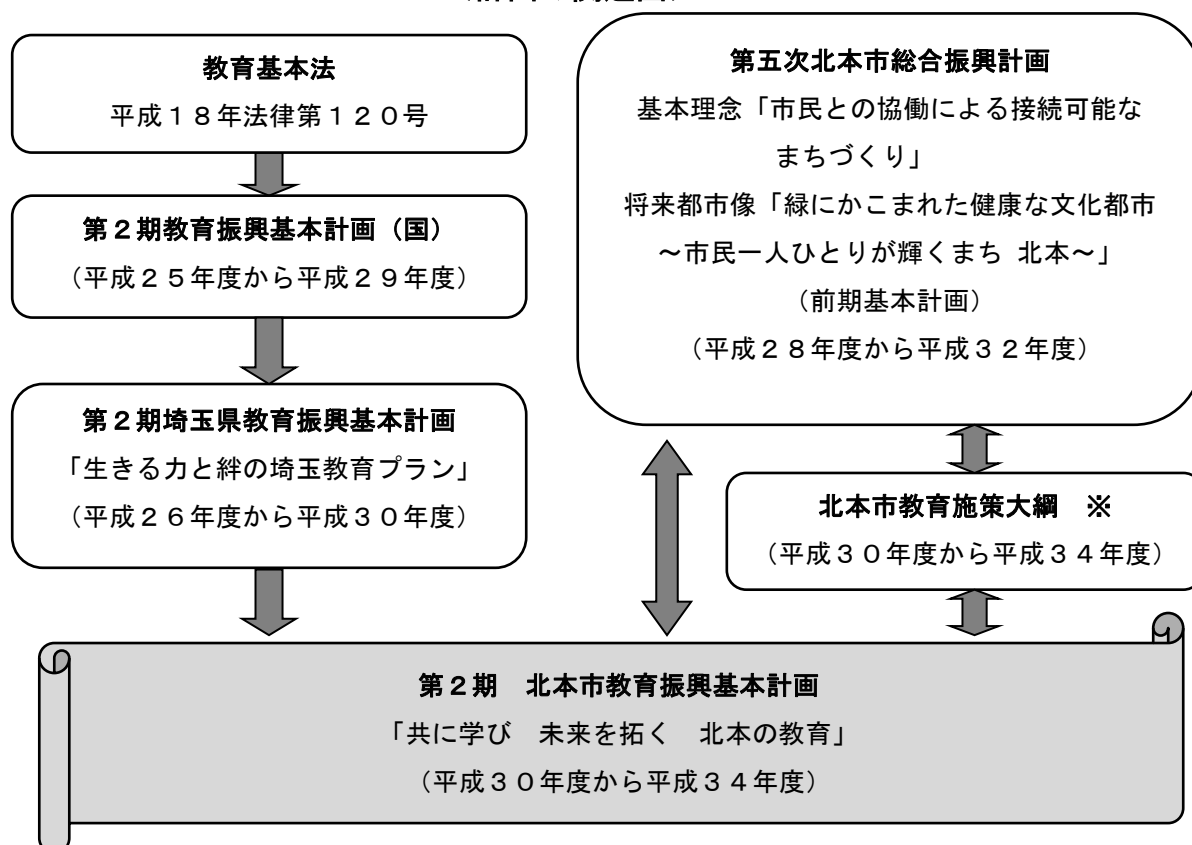
(1) 北本市の教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成25年6月に策定された国の第2期教育振興基本計画（平成25～平成29年度）及び策定作業を進めている国の教育振興基本計画（平成30～平成34年度）の状況並びに平成26年6月に策定された第2期埼玉県教育振興基本計画（平成26～平成30年度）を参酌しながら、北本市教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

(2) 「第五次北本市総合振興計画」を踏まえた教育分野の計画

北本市全般の総合的な計画である「第五次北本市総合振興計画」^{*}を踏まえた、教育行政分野における計画です。

<計画の関連図>



※「北本市教育施策大綱」とは、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針として、市長と教育委員会が総合教育会議において協議して定めるものです。

3 計画の期間

平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間です。

[参考]

教育基本法 抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



II 教育を取り巻く社会の動向

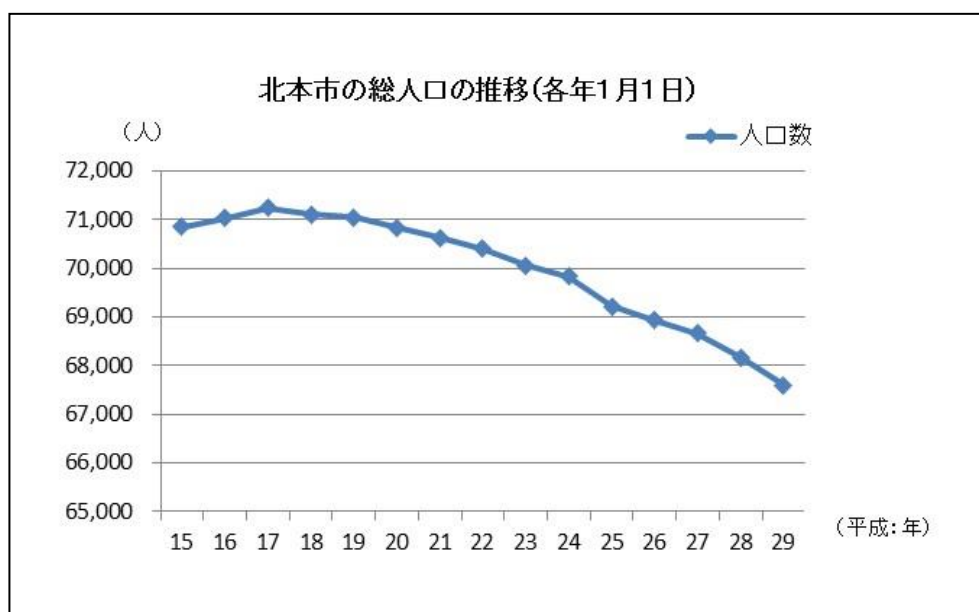
教育を取り巻く社会の動向として、(1) 少子高齢化・人口減少の進展 (2) 能力発揮機会の不平等、(3) グローバル化^{*}及びICT^{*}の普及・発達、(4) 地球規模の問題の進行、(5) 地域におけるコミュニケーションの希薄化 が挙げられます。

(1) 少子高齢化・人口減少の進展

わが国の少子高齢化・人口減少の急速な進行は未だ回復の兆しを見せず、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化により、経済規模の縮小や社会保障費の増大などが懸念されています。

北本市においても、2015年(平成27年)から2030^{*}年までの間に、総人口が12.4%減少することが見込まれ、その一方で、高齢化率については、2015年の26.7%から、2020年には31.3%に増加する見込みとなり、国や県と同様に、少子高齢化・人口減少が急速に進んでいく見通しです。

このような中で、国は2014年(平成26年)12月に、少子高齢化の進行への的確な対応と、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、国と地方が一体となった地方創生の取組を開始していますが、依然、先行きが不透明な時代において、すべての人が社会的に自立し、それぞれの役割や能力を最大限に発揮して、社会の活力を維持、拡大していくことができるよう取り組むことが求められています。



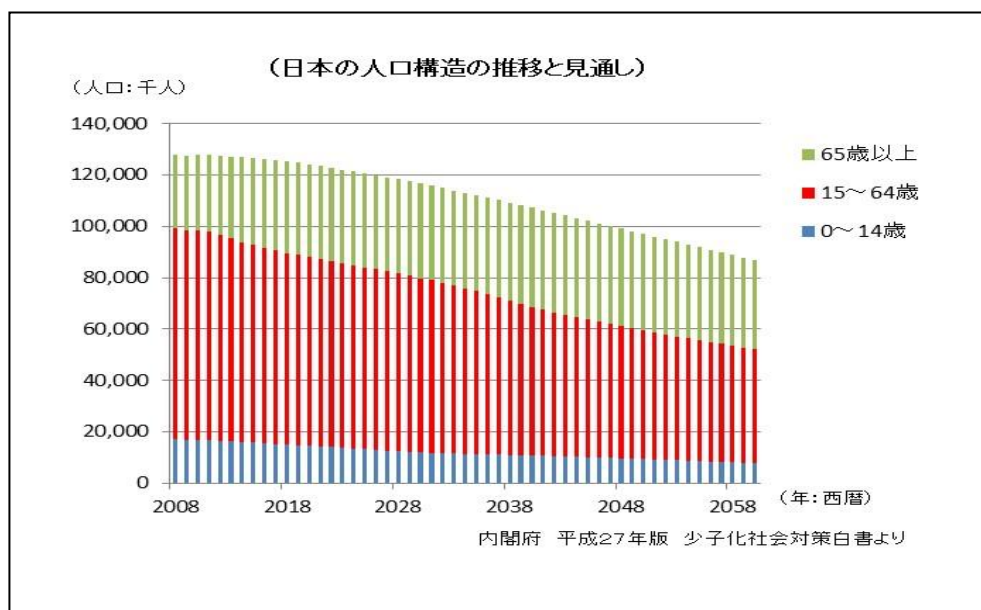
(2) 能力発揮機会の不平等

少子高齢化の進展により、わが国の生産年齢人口（15～64歳）は、2010年（平成22年）の8,173万人から減少し続け、日本の総人口に占める割合は、2017年（平成29年）には60%を下回り、2060年には50.9%となることが見込まれています。

こうした社会の活力の低下や、国際競争の激化に伴い、我が国をめぐる経済環境は依然として厳しいものであり、労働市場の変化によって、若年層においては、失業率が低下傾向にあるものの、労働力人口全体と比較すると高い水準にあり、非正規雇用の割合も横ばい圏内で推移していることから、若年層の就労状況は、未だ厳しい状況となっています。

こうした厳しい状況は経済的格差を生み、やがては教育の格差につながり、無限大の可能性を持つ子供たちの学力や進路選択にも影響を与え、さらなる格差を生み出すといった負の連鎖について懸念されています。

すべての人々には、意思や能力に応じて、自己が持つ力を存分に発揮する機会が、平等に与えられなければなりません。そして、その責務は、本人や家庭だけではなく社会全体として、分かち合うことが求められています。

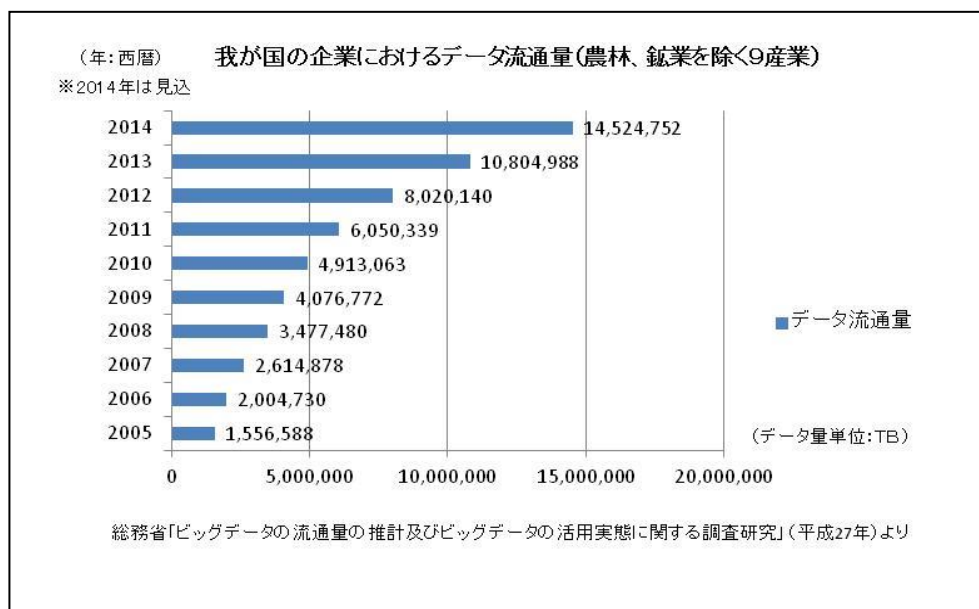


(3) グローバル化及びICTの普及・発達

グローバル化や飛躍的なICT（情報通信技術）の普及・発達に伴い、人・情報・経済・様々な文化・価値観などが国境を越えて流動化し、変化の激しい社会に移行しています。

特に、スマートフォンの普及とあわせて利用者が急増するメッセージングアプリの活用や、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの活用による生活に密着した情報の発信や利用は、かつてないスピードで進んでおり、これらICT化の目覚ましい進歩は、グローバル化を進展させる大きな要因となるとともに、経済構造に変化をもたらしつつあるほか、政治情勢にまで大きな影響を与えるようになっていきます。

こうした、グローバル化やICT化の進展に対応することができる高度な知識と能力を有し、かつ、世界的規模で活躍することができる人材の育成が求められているとともに、情報セキュリティの確保や情報モラルの育成などの対応が必要となっています。



(4) 地球規模の問題の進行

地球温暖化による水と食糧生産への影響や、人間活動の基盤となるエネルギー利用による環境問題など、地球規模の問題が進行し、人類全体で取り組まなければならない問題が山積しています。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会は、物質的な豊かさと便利さをもたらす一方で、環境破壊につながる様々な問題を引き起こしてきました。

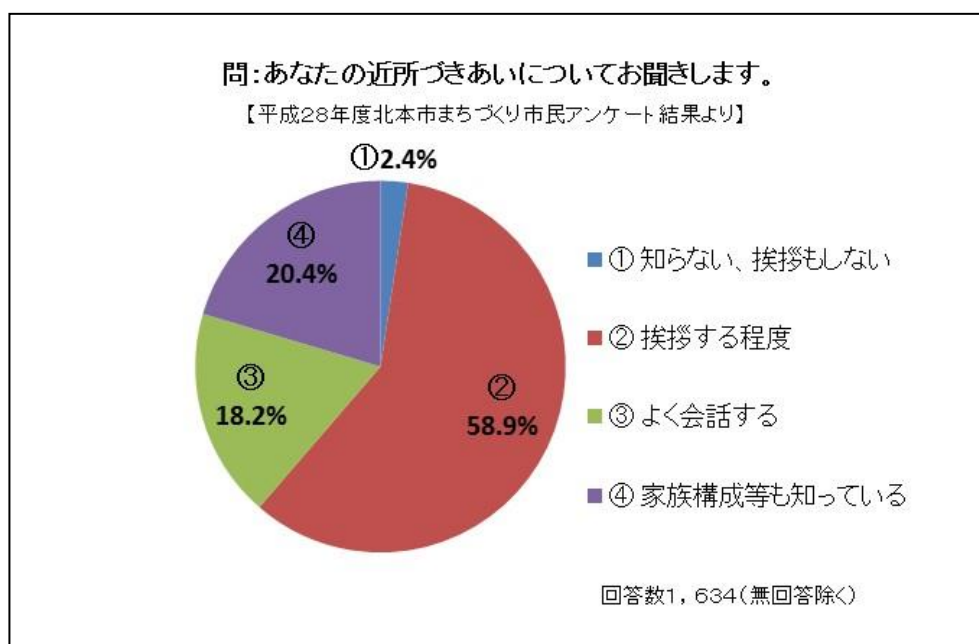
このため、環境への負荷を軽減するライフスタイルや社会経済システムの転換を図り、地球規模での持続可能な社会の構築を目指した取組が求められています。

(5) 地域におけるコミュニケーションの希薄化

少子化・核家族化の進展による家族形態の変化やライフスタイルの多様化から、人間関係や地域のつながりの希薄化などの様々な問題を抱え、教育分野においては、規範意識や家庭・地域の教育力などの低下が指摘されています。

一方で、東日本大震災を機に、家族の絆や地域の絆など、人と人とのつながり「絆」の大切さと、豊かな人間関係を構築していくことの重要性について、改めて認識させられたところです。

地域社会が発展していくためには、人と人とのつながりを重視し、市民一人一人が主体的に参画することができる地域コミュニティを構築していくことが必要となっています。



Ⅲ 第1期計画の検証と今後の北本の教育課題や要点

1 第1期計画の達成状況と検証

第1期計画（平成25年度～29年度）では、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を基本理念に掲げ、5つの基本目標と、その基本理念に基づく28の施策を定め、様々な事業に取り組んできました。

ここでは、第1期計画の主な施策の達成目標として掲げました、平成29年度末の数値目標（指標）に対する達成状況及び検証結果を示します。

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

関連施策：施策1 「教育に関する3つの達成目標」の推進 ほか

| 指標 | 目標 | 達成状況 | 達成状況の年度 |
|----------------------------|-------|-------|---------|
| 「教育に関する3つの達成目標」における基礎学力定着度 | 95.0% | 94.0% | 平成25年度末 |

*埼玉県が実施していた定着度を測る効果の検証の平成25年度末終了に伴い、本市の検証についても、同年度末で終了しました。終了時点において、県が目標としていた達成率80%を超えているものの、本市の計画目標には届きませんでした。第2期計画では、児童生徒の学力と自立する力をさらに育成するため、義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した教育や地域の教育力を活用した取組等の一層の充実を図ります。（学校教育課）

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

関連施策：施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進

| 指標 | 目標 | 達成状況 | 達成状況の年度 |
|----------------------------|-------|--------|---------|
| 体力テストの結果で全国平均を上回っている項目数の割合 | 85.0% | 58.33% | 平成28年度末 |

*体力テストの結果の全国平均値発表時期の関係から、平成28年度末数値による掲載となります。本市では、指標に示す目標値にまだ到達していないものの、中学校では体力に向上傾向がみられます。このことから第2期計画でも、引き続き体力向上に向けた取組を実施します。（学校教育課）



基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

関連施策：施策3 教育環境の整備・充実

| 指標 | 目標 | 達成状況 | 達成状況の年度 |
|-------------|------|------|---------|
| 小・中学校校舎の耐震化 | 100% | 100% | 平成25年度末 |

*小・中学校校舎の耐震化率については、平成25年度末で100%となり、目標の達成となりました。今後は施設等の状況に応じ、老朽化した施設・設備機器等の改修や更新に努めていきます。(教育総務課)

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

関連施策：施策2 地域の教育推進体制の充実 ほか

| 指標 | 目標 | 達成状況 | 達成状況の年度 |
|-----------|----|------|---------|
| 放課後子ども教室* | 8校 | 8校 | 平成26年度末 |

*放課後子ども教室については、平成26年度末において小学校8校全てに開設し、目標の達成となりました。今後は、さらなる内容の充実に向けて、平成27年度に作成した北本市放課後子ども総合プラン*に基づき、放課後子ども教室と学童保育室の児童が合同で実施する活動を推進していきます。(生涯学習課)

関連施策：施策4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

| 指標 | 目標 | 達成状況 | 達成状況の年度 |
|----------------------|--------|--------|---------|
| 地域活動室活用推進のボランティア登録者数 | 5,000人 | 5,017人 | 平成28年度末 |

*ボランティア登録者数は、平成28年度末において目標の達成となりました。学校間で登録者数の差はあるものの、学校が地域の中核的な役割を持ち、地域全体で子供たちを育てる環境づくりができたため、今後もさらなる拡充を図ります。(学校教育課)

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

関連施策：施策1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進

| 指標 | 目標 | 達成状況 | 達成状況の年度 |
|----------------|-------|-------|---------|
| 市民大学きたもと学苑の講座数 | 150講座 | 206講座 | 平成25年度末 |
| 人財情報バンク登録者数 | 150人 | 157人 | 平成28年度末 |
| 市役所出前講座 | 20件/年 | 22件/年 | 平成26年度末 |

*各指標の取組について順調に進めることができました。今後は目標設定値を上げるだけでなく、内容面においても充実化が図れる様、各取組や運営方法について工夫していきます。(生涯学習課)

関連施策：施策2 学習施設の整備・運営の充実

| 指標 | 目標 | 達成状況 | 達成状況の年度 |
|--------------------|------|------|---------|
| 市民1人当たりの公民館年間利用回数 | 7.2回 | 7.3回 | 平成28年度末 |
| 市民1人当たりの図書資料年間貸出点数 | 4.3冊 | 4.3冊 | 平成27年度末 |

*各指標の目標達成を踏まえた上で、公民館利用については、若い方の利用を促進する事業を実施して利用増加をさらに目指し、図書資料についても、こども図書館や各図書施設の資料の充実やPRを実施し、貸出数の伸びを目指します。(生涯学習課)

関連施策：施策3 スポーツ活動の推進

| 指標 | 目標 | 達成状況 | 達成状況の年度 |
|-----------------------------------|-------|-------|---------|
| 市民1人当たりの社会体育施設(学校体育施設開放を含む)年間利用回数 | 5.00回 | 5.08回 | 平成26年度末 |

*社会体育施設の年間利用回数については、北本市体育センターのトレーニング室の運営やスポーツ教室などの取組の工夫、運動環境の改善等についてサポートし、平成26年度末に目標値の達成となりました。さらなるスポーツ活動の場を提供するため、平成28年度から小学校体育施設の夜間開放が始まり、引き続き、市長部局との連携・協力体制を図ります。(学校教育課)

(注)平成28年度から生涯スポーツ関連事業につきましては、市長部局へ移管となりました。

関連施策：施策4 文化財保護の推進

| 指標 | 目標 | 達成状況 | 達成状況の年度 |
|-------------|------|------|---------|
| 市指定文化財数 | 60件 | 49件 | 平成28年度末 |
| 小中学校学習支援講座数 | 20講座 | 12講座 | 平成28年度末 |

*市指定文化財数については、文化財の調査、研究に取り組んできましたが、対象となる指定文化財候補の審議と価値判断に時間がかかり、目標達成に至りませんでした。現状値を踏まえ、目標値の見直しを図るとともに、引き続き、文化財の保護と保存に向けて調査、研究を進めていきます。

*小中学校学習支援講座数については、各学校での社会科授業等で支援学習を実施していますが、各学校の事情により学習支援が実施できない場合も多く、目標講座数に至りませんでした。本市の歴史や文化財にふれる貴重な学習講座であることから、各校との連携強化を図り、今後の講座数の増に繋がる様、努めていきます。(文化財保護課)

【参考掲載】

第1期北本市教育振興基本計画の数値目標（指標）等の達成状況の推移

基本理念「共に学び 未来を拓く 北本の教育」

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

| 指標 | 各年度末の達成状況（元号：平成） | | | | 目標値 |
|-----------------------------------|------------------|--------------|-------------|---------------|--------|
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 「教育に関する3つの達成目標」における基礎学力定着度 | 94.00% | *1 実施せず | *1 実施せず | *1 実施せず | 95.00% |
| 体力テストの結果で全国平均を上回っている項目数の割合 | 67.4% | 72.92% | 67.36% | 58.33% | 85.00% |
| 小・中学校校舎の耐震化 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 放課後子ども教室 | 6校 | 8校 | 8校 | 8校 | 8校 |
| 地域活動室活用推進のボランティア登録者数 | 4,852人 | 4,927人 | 4,998人 | 5,017人 | 5,000人 |
| 市民大学きたもと学苑の講座数 | 206講座 | 206講座 | 198講座 | 226講座 | 150講座 |
| 人材情報バンク登録者数 | 133人 | 148人 | 145人 | 157人 | 150人 |
| 市役所出前講座 | 9件/年 | 22件/年 | 29件/年 | 25件/年 | 20件/年 |
| 市民1人当たりの公民館年間利用回数 | 6.3回 | 6.9回 | 6.9回 | 7.3回 | 7.2回 |
| 市民1人当たりの図書資料年間貸出点数 | 4.1冊 | 4.1冊 | 4.3冊 | 5.6冊 | 4.3冊 |
| 市民1人当たりの社会体育施設（学校体育施設開放を含む）年間利用回数 | 4.86回 | 5.08回 | 5.15回 | *2 市長部局移管 | 5.00回 |
| 市指定文化財数 | 47件 | 47件 | 47件 | 49件 | 60件 |
| 小中学校学習支援講座数 | 12講座 | 10講座 | 11講座 | 12講座 | 20講座 |

*1. 埼玉県が実施していた定着度を測る効果の検証の平成25年度末終了に伴い、本市の検証についても、同年度末で終了しました。

*2. 平成28年度から生涯スポーツ関連事業につきましては、市長部局へ移管となりました。

2 今後の北本の教育課題や要点

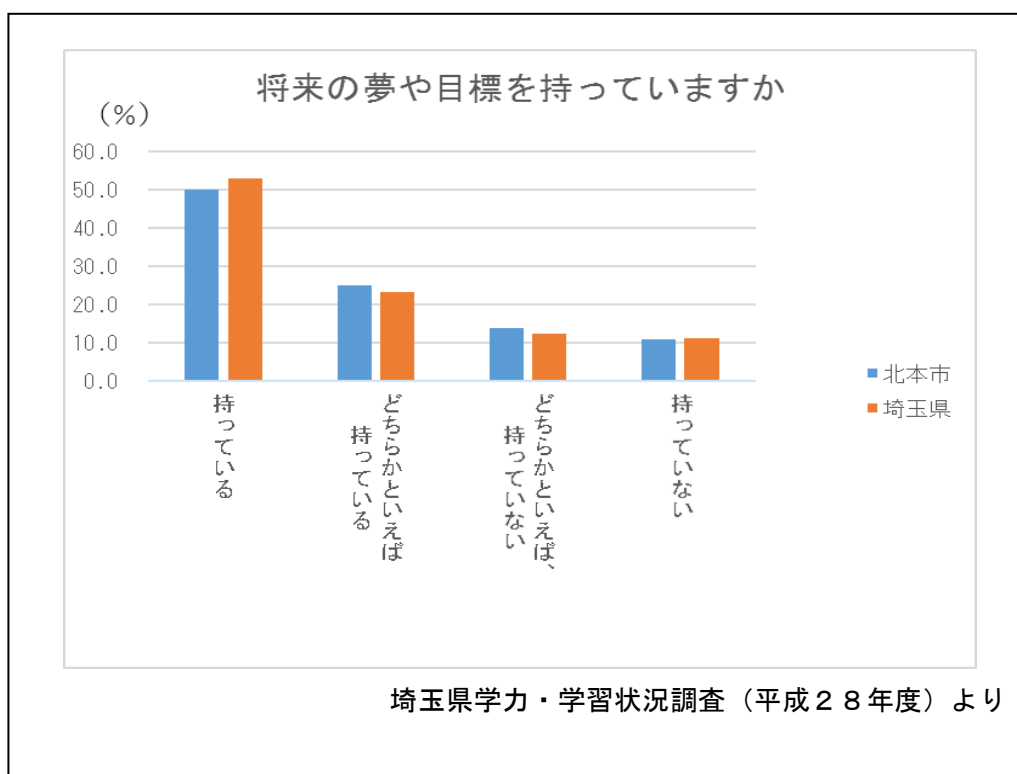
教育を取り巻く社会の動向や第1期計画の検証結果などから、今後の北本市の教育課題や教育施策を展開していく上での要点として、(1) 確かな学力と自立する力、(2) 心や体、(3) 学校の教育活動、(4) 家庭や地域の教育、(5) 生涯学習、(6) 文化財保護 の6つに大きく整理することができます。

(1) 確かな学力と自立する力について

■ 生きる力の育成

変化が激しい現代の社会において、将来を予測することはますます困難なものとなっています。これからの社会を担っていく子供たちが、幸福な生涯を実現していくためには、夢や志を持ち、学びをとおして人生を切り拓き、社会の中で役割を果たすことのできる人へ育成していくことが求められています。

そのためには基礎的な知識・技能の確実な習得と、それらを活用して問題を解決する能力や豊かな人間性、たくましく生き抜くための健康・体力、つまり「生きる力」の育成が引き続き必要です。

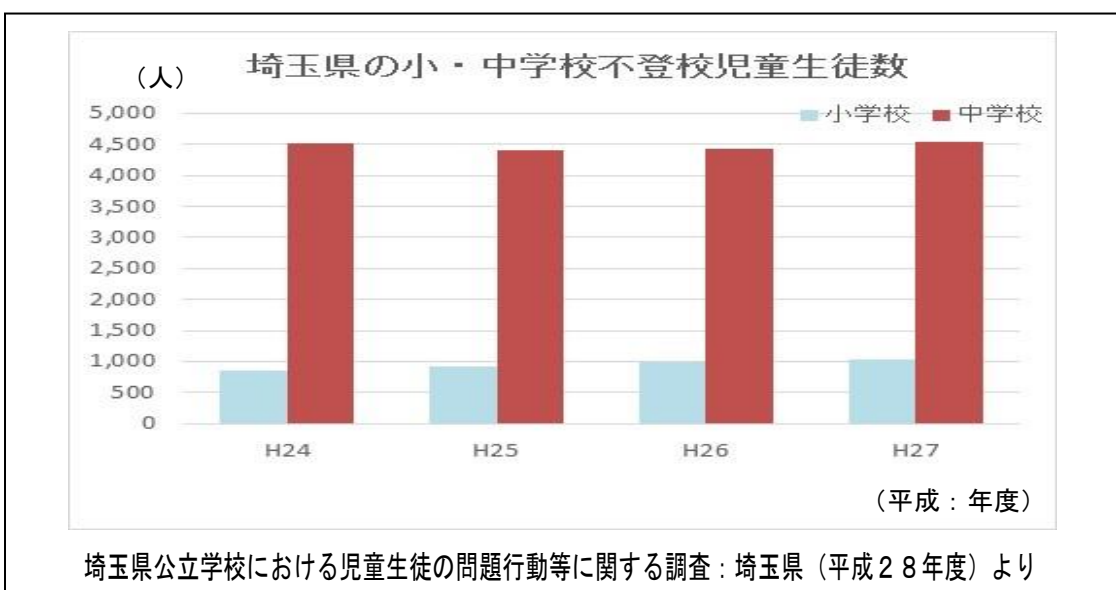
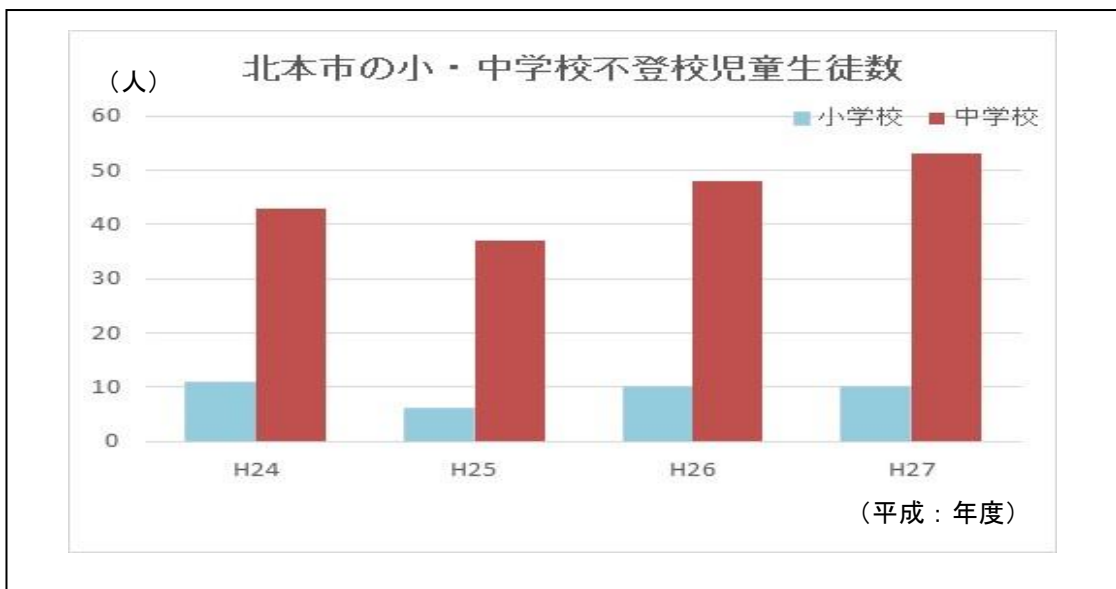


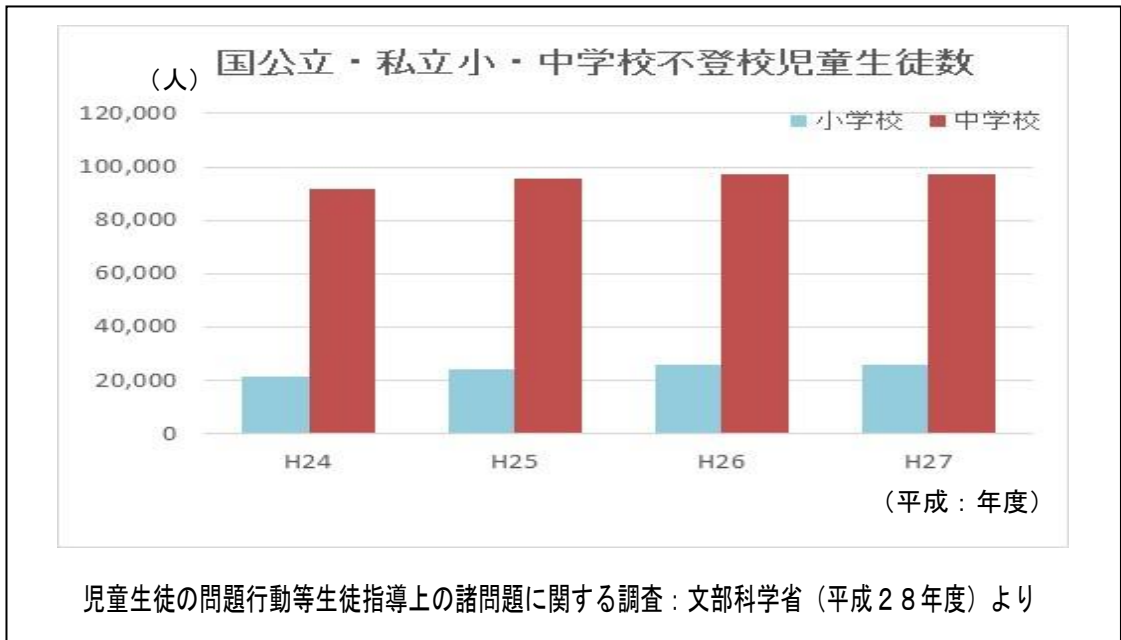
(2) 心や体について

■ 不登校の解消

不登校により、子供たちの「確かな学力」や「体力」、「社会性（人間関係）」を身に付ける機会は少なくなります。また、不登校は、将来の引きこもりやニートなどの増大にもつながることが懸念されます。

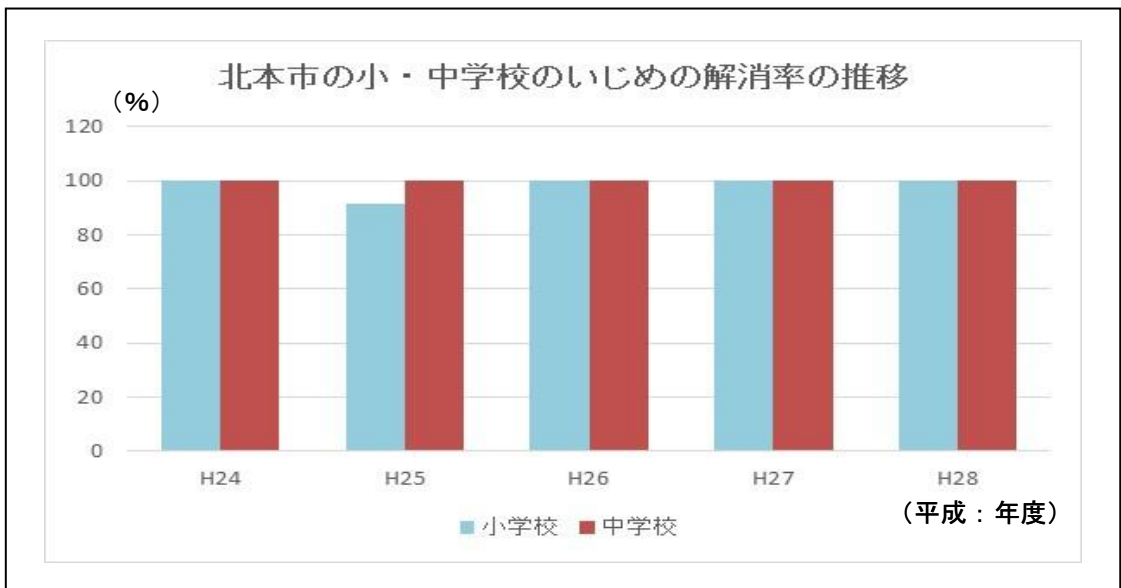
北本市の不登校児童生徒数は、ここ数年増加しており、特に中学校における不登校の解消について、引き続き大きな課題と考えられます。





■ いじめの解消

被害者を一方的に苦しめる「いじめ」は本市において、ここ数年は解消率100%で推移していますが、どの学校でも起こりうると認識した上で積極的に認知し、「いじめの解消率」を100%とするため、早期対応に努めることが重要です。近年は、スマートフォンなどの普及に伴い、児童生徒の所持率も高まる傾向にあるため、ネットいじめなど、加害者が特定できないケースの発生の増加が引き続き懸念されます。



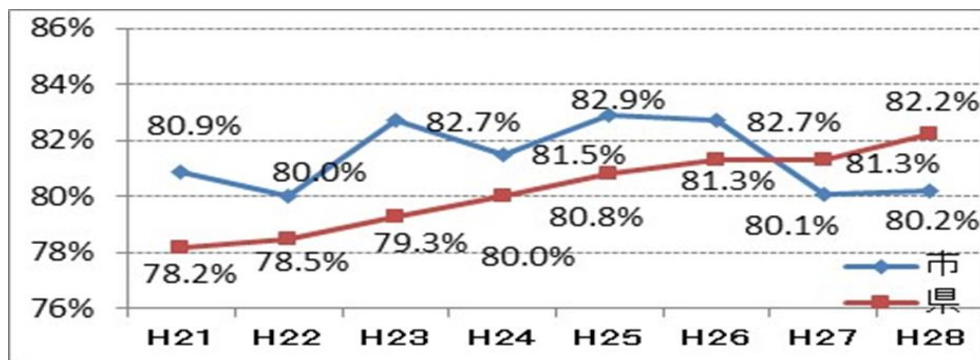
■ 子供の体力の向上

社会や生活環境の変化に伴い、全国的に体力の低下がみられていましたが、学校等での体力向上の取組が功を奏し、徐々に向上傾向がみられるようになりました。

北本市の子供たちも第1期計画の取組により、体力の低下傾向に歯止めがかかり、新体力テストでは、総合評価5段階中3段階以上（A～C）の児童生徒が、小学校で80.2%・中学校で85.7%となるなど、体力的に良好な状態を維持しています。

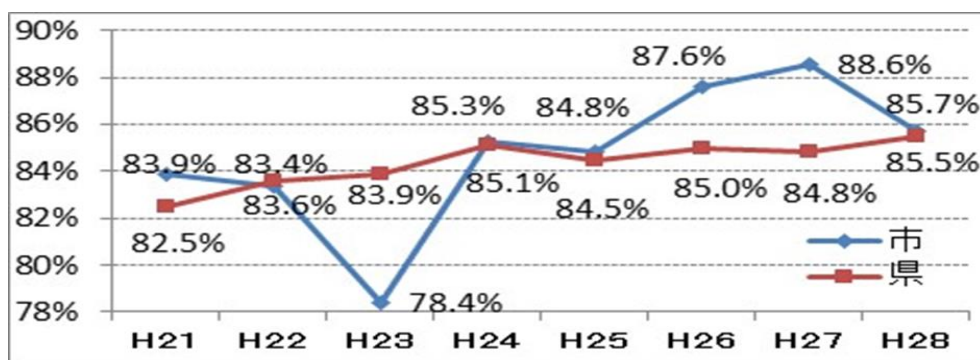
人間の活動の源であり、生涯にわたり明るく健康な生活を営む上でも、物事に取り組む意欲や気力など、精神面の充実にも深くかかわっている体力を、引き続き向上させることが重要です。

北本市 新体力テスト総合評価上位3段階の割合の推移
(小学校)



(平成：年度)

北本市 新体力テスト総合評価上位3段階の割合の推移
(中学校)



(平成：年度)

※新体力テストは一人一人各種目の記録が得点化され、A～Eまでの5段階で総合的に評価されます。上記のグラフは、その上位3段階A～Cまでの段階の児童生徒数が全体に占める割合を示したものです。

(3) 学校の教育活動について

■ 学校運営の改善

学校の様々な課題解決のために、教職員一人一人が学校運営に参画し、組織的な体制を強化することが必要です。また、保護者や地域に対して、開かれた学校づくりを進めるために、学校において自己評価を行うとともに、保護者や地域住民などによる学校関係者評価^{*}を実施し、その結果を公表して、学校運営の改善を図ることが重要です。

(4) 家庭や地域の教育について

■ 家庭・地域の教育力の向上

近年、地域社会の連携力が低下し、近隣との関係が希薄になってきているといわれています。北本市では、コミュニティ活動をはじめ、地域での教育に関する事業やPTAと協働した家庭教育学級^{*}が活発に行われていますが、その活動をとおして、豊かな人間関係を構築していくことが大切です。

今後も、人と人のつながりや学校・家庭・地域の結び付きを重要視し、家庭、地域の教育力をより高めていくためには、これまでの事業の実施・運営方法について、さらに工夫していく必要があります。

小学校区あたりの家庭教育学習機会の実施比率(市町村の施策のみ)

| | 学習機会の実施率 | | |
|---|----------|-----|-------------|
| | 実施年度 | 件数 | 市町村の施策分 (%) |
| 市 | 平成 24 年度 | 581 | 65.8 |
| | 平成 26 年度 | 618 | 74.2 |
| 町 | 平成 24 年度 | 551 | 55.8 |
| | 平成 26 年度 | 543 | 67.5 |
| 村 | 平成 24 年度 | 112 | 53.3 |
| | 平成 26 年度 | 115 | 49.5 |

平成 27 年度文部科学省調査「生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」より

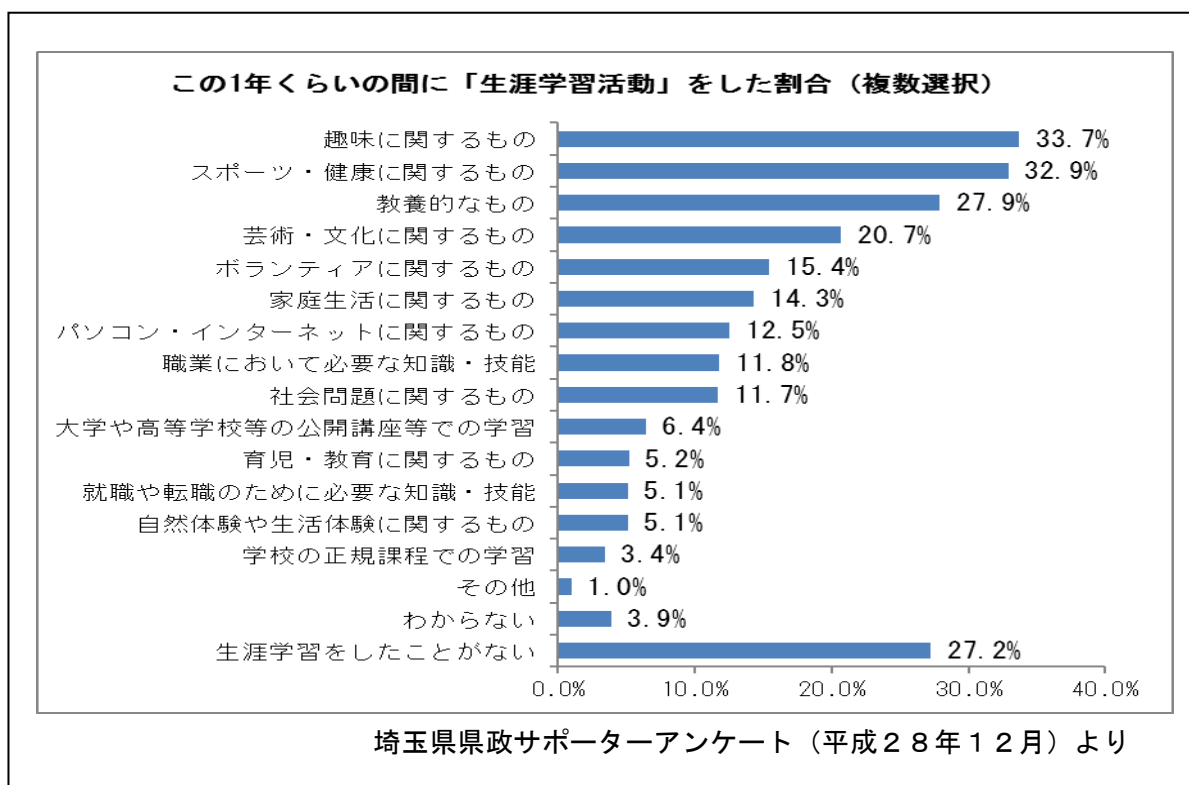
(5) 生涯学習について

■ 生涯学習の推進

北本市では、「生涯の、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、ボランティア活動等で社会に還元できるような生涯学習社会の実現を目指す」ことを市民と行政の共通認識とし、学校教育、家庭教育、社会教育など生涯を通じた幅広い学習機会と場を提供できるような体制づくりを推進しています。

今後は、趣味的な学習とともに、環境、福祉、地域など現代的課題の学習、リカレント教育^{*}を体系的・総合的に行えるような学習プログラム等の整備が必要です。

また、埼玉県の統計によると、約27%の方が過去1年間に生涯学習活動をしたことがないと回答しています。このため、生涯学習をできる環境を整えることも重要な課題です。

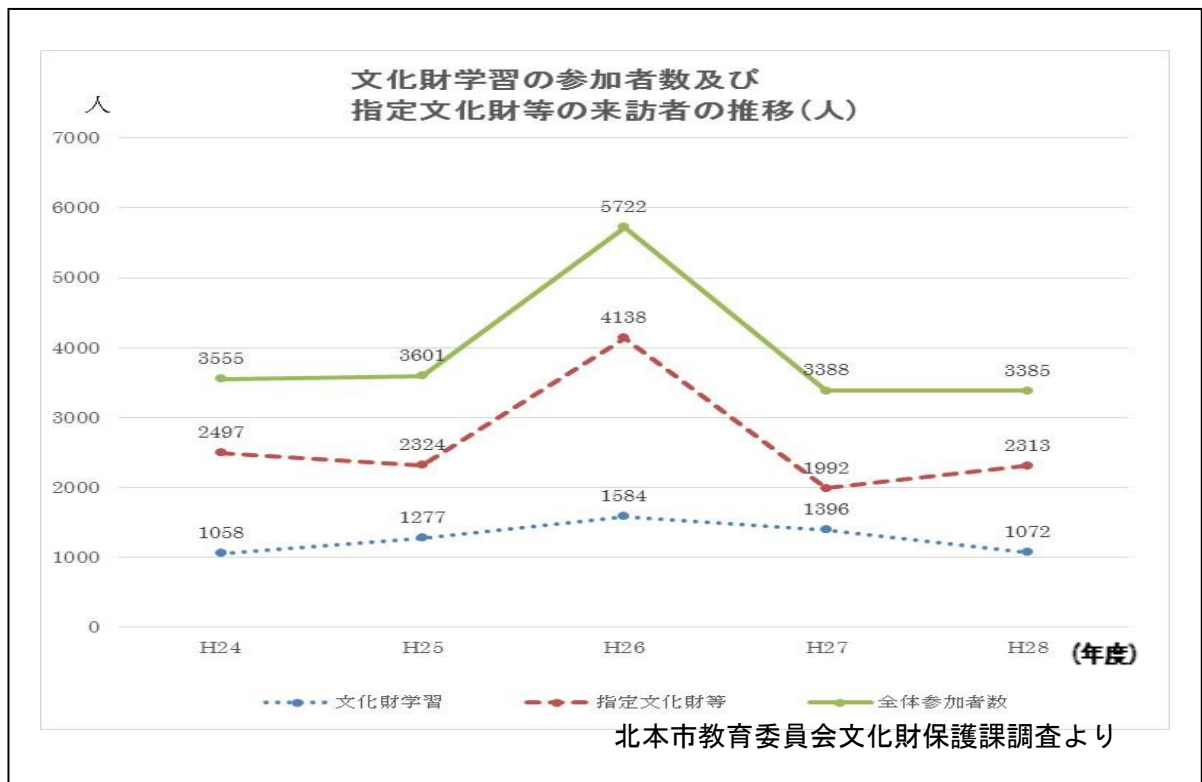


(6) 文化財保護について

■ 文化財保護の推進

文化財保護の推進につきましては、市内に残る歴史遺産の保護と適切な保存・収集を図り、さらに活用の推進、啓発が求められています。このため、重要遺跡の調査・研究を進めるとともに、文化財保護施設の整備を推進し、文化財にかかわる情報発信に努める必要があります。

また、小・中学生への社会科学習支援をはじめ、市民への歴史講座などへの支援を行い、文化財の普及、保護意識の啓発を推進する必要があります。



IV 北本の教育の基本的な考え方

1 基本理念

教育基本法において、教育は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」（第1条）と示されています。

先行きが不透明な社会の中で、北本の子供たちが夢と志を持ち、困難な時代を乗り越えるため、基礎的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して、自らの人生を切り拓き、たくましく生きるための力をはぐくみ、豊かな人間関係を築きながら、幸福な生涯を実現するとともに、北本市の将来を担い、社会の中で役割を果たすことのできる人材を育成するため、教育は重要な使命を担っています。

この使命を果たすため、平成25年2月に策定しました、第1期北本市教育振興基本計画では、おおむね10年先を見通した、本市の教育行政を進めていく上での基本理念として、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を掲げて、計画を推進してまいりました。

第2期計画においても、色あせることのない次の基本理念を継承してまいります。

共に学び 未来を拓く 北本の教育

【計画策定の趣旨】

- 中期的な視点に立って、教育に関する課題を解決するとともに、未来を積極的に切り拓いていく人間を育成する観点から策定します。
- 教育基本法に基づく、北本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。
- 第1期北本市教育振興基本計画の理念を継承しつつ、見直し等を図り、今後5年間に取り組む基本目標と施策の体系を示します。

2 基本目標

I 確かな学力と自立する力の育成

教育の質を充実させるための土台づくりとして、主体的・対話的で深い学び（いわゆるアクティブ・ラーニング）の視点から授業改善を進め、小学校1年生から4年生までにおける少人数学級編制など、指導方法の工夫・改善を行うことにより、児童生徒の学習過程を質的に高め、主体的・対話的で深い学びを実現させます。

また、時代の変化や社会の変化に対応する教育を推進するとともに、義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した教育及び進路指導・キャリア教育を推進することにより、児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、一人一人の自己実現を支援します。

さらに、様々な道の専門家にふれる事業を推進することにより、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに、特別な教育的支援を必要とする子供たちに対する支援、指導体制等の整備を推進します。

II 豊かな心と健やかな体の育成

幼児から高齢者に至るそれぞれの年代において、相手を思いやる心、感動する心など、人権を尊重する意識を育て、差別のない社会を目指すため、人権啓発活動の推進を図ります。

学校においては、他人を思いやる心や公共の精神を養うため、心の教育やボランティア・福祉教育の充実を図るとともに、いじめや不登校、暴力行為などの問題解決に積極的に取り組みます。また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上などを図るとともに、交通安全や防災などの安全教育の推進に努めます。

III 質の高い学校教育の推進

各小・中学校のホームページ等を利用した情報発信や学校協議会等の効果的な活用により、地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりを推進するとともに、教職員研修の一層の充実、人事配置の改善、人事評価制度の活用等を図ることにより、一人一人の教職員の資質の向上や総合的な学校力の向上を図ります。

また、学校施設をはじめとした、安全で快適な教育環境の整備を推進します。

さらに、幼稚園・保育園・小学校及び小・中学校の連携や小中一貫教育を推進し、子供たちの幼児期から義務教育9年間を見通した教育活動を行います。

IV 家庭・地域の教育力の向上

主に保護者が子供たちに基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを身に付けさせるために行う、家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進を図るとともに、地域の教育推進体制の充実を図ります。

また、こども図書館等を活用して、親子で読書に親しむ機会を提供するなど、子供の読書活動の推進を図ります。

さらに、地域活動室事業と学校応援団の活動の推進をとおして地域との絆を深め、地域の教育力の向上を図るとともに、学校における教育活動の充実を図ります。

V 生涯学習の支援

市民が生涯を通じて学習することができ、学習した成果が適切に評価され、社会に還元されるような生涯学習による生涯学習のまちづくりの実現を推進するとともに、生涯学習の活動の拠点となる学習施設の整備・運営の充実に努めます。

また、市民への文化芸術活動の発表の場の提供や地域文化の振興をとおして、市民の文化芸術活動を推進します。

VI 文化財保護の推進

地域で長く培われてきた北本の歴史・伝統・文化への理解を深め、次の世代に守り伝えるため、貴重な文化財の調査・保存を進めるとともに、郷土芸能の保存と振興に努めます。

また、文化財への理解を深め、これを活用するため、文化財の情報の発信と啓発事業の充実に努めます。

